

# ご存知ですか？

2024年より  
健康障害を起こす  
おそれのあることが  
明らかかな物質<sup>\*</sup>を扱うときは、  
保護具の着用が義務化されます！



<sup>\*</sup>健康障害を起こすおそれのあることが明らかかな物質は、今後行政より発表の予定です

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響の恐れがない  
ことが明らかかな物質以外の**全ての物質**について、保護メガネ、  
**保護手袋**、保護衣などの使用義務が課せられます！

健康障害のおそれ	2023 (R5) 4月1日	2024 (R6) 4月1日
ある		努力義務 → 義務
不明		努力義務
ないことが明らか		(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)

厚生労働省 第146回安全衛生分科会資料より

「化学防護手袋」を付けているから  
「安心！」と思っていませんか？

適切な保護具の選定をするために、

**「今！」** 対策が必要です！